

令和7年度八戸市少年相談センター運営協議会会議録

開催日時：令和7年6月2日（月）午前10時から午前11時30分まで

開催場所：八戸市庁別館2階 会議室C

出席委員：10名

蝦名委員、大山委員、細越委員、工藤委員、赤石委員、黒田委員、梅村委員、熊谷委員、松森委員、亀田委員

事務局：齋藤教育長、三津谷課長、小山内副参事、山田副参事、高橋主事

会議内容：下記のとおり

（司会）

皆様本日はお忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今から令和7年度八戸市少年相談センター運営協議会を開会いたします。

本日司会を務めさせていただきます、教育指導課の山田と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、委員に御就任していただく皆様に、教育長の齋藤信哉から委嘱状を交付いたします。

お名前をお呼びいたしますので、その場に御起立願います。

お受け取り後は、再度御着席願います。

青森家庭裁判所八戸支部 主任家庭裁判所調査官 蝦名孝一様。

八戸警察署 生活安全課 課長 大山広志様。

青森県三八児童相談所 所長 細越亜起子様。

八戸地区少年警察ボランティア連絡会 会長 工藤良弥様。

八戸地区保護司会 事務局長 赤石和枝様。

八戸市青少年生活指導協議会連合会 事務局長 黒田長子様。

八戸市中学校長会 八戸市立北稜中学校 校長 梅村光江様。

八戸市小学校長会 八戸市立種差小学校 校長 熊谷 一様。

八戸市少年相談センター 八戸市少年指導員 松森成子様。

八戸市少年相談センター運営協議会 公募委員 亀田麻希子様。

（教育長）

※ 出席した新委員に委嘱状を交付。

（司会）

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は、

三八地区高等学校生徒指導部会 部会長

青森県立八戸高等学校 校長 嵯峨弘章様。

が所用のため、欠席されております。

続きまして、教育委員会事務局を紹介させていただきます。

教育長の齋藤信哉でございます。

教育指導課長の三津谷喜美典でございます。八戸市少年相談センター所長を

兼務しております。

教育指導課副参事の小山内信也でございます。同センター副所長を兼務しております。

(司会)

つづきまして、八戸市教育委員会を代表して、齋藤教育長から皆様にご挨拶させていただきます。

(教育長)

それでは一言、御挨拶申し上げます。

本日は御多用の中、御出席いただき、ありがとうございます。

皆様には、日頃より当市の教育行政に深い御理解と御協力をいただいておりますことに、感謝申し上げます。

また、先ほどは、少年相談センター運営委員計 10 名を新たに委嘱させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、昨今は、スマートフォンの普及により生活が便利になった一方で、子どもたちがSNSに触れることが当たり前となり、SNSを介した児童生徒間の誹謗中傷やいじめが発生したり、犯罪目的による子どもの誘い出しや自殺幫助の入口にもつながるなど、子どもに悪影響を与える負の面も多く見受けられます。

実際、昨年1年間を見ましても、市内小・中学校においてネットトラブルが数多く発生している現状にあり、このようなネット社会の中における、子どもが出す小さなSOSに、私たち大人が少しでも早く気づき、適切に対応していくことが重要であります。

本日御出席の皆様は、子どもを守るためのセーフティネットとして、日頃より子どもの健全育成に取り組まれている方々ですが、皆様の存在は、今後ますます重要になっていくものと考えております。

今年度も八戸市少年相談センターといたしましては、少年の非行を防止し、健全に育成するという責務を果たしていくため、皆様と連携を密にして情報共有に努めるとともに、少年指導員の方々とより効果的な街頭指導を実施していくほか、少年相談には親身で温かな姿勢で当たり、問題解決に向け、粘り強く取り組んでまいります。

本日は、当市における少年の非行防止と健全育成に向けて、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りたいと存じます。

将来を担う青少年の、明るく、そして活力ある未来のため、今後も変わることのないお力添えをお願い申し上げ、私からの挨拶といたします。

(司会)

それでは、これより協議に移りますが、その前に、本日は委員10名が出席し、定足数を満たしておりますので、会議が成立することを御報告させていただきます。

(司会)

それでは、これより協議に移りたいと思いますが、今回の協議会は、全委員

に対して新たに委嘱を行っているため、まずは組織会を開催し、新たな会長と副会長を選出したいと思います。

会長及び副会長の選出は

八戸市少年相談センター運営協議会規則 第4条第1項

で、

協議会に会長及び副会長各1人を置く。

としており、第2項で

会長及び副会長は、委員の互選によって定める

としております。

委員の皆様から、新たな会長及び副会長の選出について、御意見ございませんでしょうか。

特になければ、事務局から意見を聞きたいと思います。

(事務局：所長)

はい。事務局といたしましては、会長には

八戸市中学校長会

梅村 光江 様

副会長には

八戸市小学校長会

熊谷 一 様

にお願いしたいと考えております

(司会)

ただ今の事務局からの提案について、皆様、御異議等ございませんか。

(各委員)

ありません。

(司会)

梅村様、会長への御就任をお願いしてよろしいでしょうか。

(梅村委員)

はい。

(司会)

熊谷様、副会長への御就任をお願いしてよろしいでしょうか。

(梅村委員)

はい。

(司会)

梅村様、熊谷様、両名の御了承がいただけましたので、それぞれ会長と副会長の就任を決定いたします。

以上をもちまして、組織会は終了いたします。

ここで教育長は、公務のため退席となります。

※ 教育長退席

それでは、協議の再開に先立ちまして、資料の御確認をお願いします。

資料は事前送付しております資料「青少年だより」となります。

もし、資料を忘れた方がおりましたら、お知らせください。
事務局の方からお配りいたします。大丈夫でしょうか。
それでは、梅村会長は議長席に御移動願います。

(議長)

先ほど会長に選出されました梅村です。
当協議会の規則に基づき、これより議長を務めさせていただきます。
皆様の御協力をお願いいたします。
それでは協議に入ります。
協議につきましては、

(1)令和6年度八戸市少年相談センターの活動報告
及び

(2)令和7年度八戸市少年相談センターの活動について
となっておりますが、配布した資料が、両協議事項に関わる内容とのことですので、事務局からは併せて説明を願います。

(事務局：副所長)

はい。それでは私から説明します。

資料1「青少年だより」の1ページを御覧ください。

当センターは、少年の非行防止や健全育成を図ることを目的に、八戸市少年指導員による巡回、八戸市少年相談員による少年相談業務の活動に取り組んでおります。

はじめに、第1の「令和6年度中における巡回活動の実施状況等について」を御覧ください。

巡回活動の実施主体は、八戸市少年指導員の皆様で、地区青少年生活指導協議会の方、市立小・中学校PTAの方で構成される88名と、教育委員会教育指導課員が、巡回活動に当たっています。

実施時間については、児童生徒の下校・帰宅・塾帰りの時間帯である14時から22時を中心としてもらい、実施場所についても、少年指導員の皆様の居住区域の小・中学校の学区及びその周辺とし、巡回活動が負担とならないようにするため、「ながら見守り」を推奨し、少年指導員の皆様が個別に開始時間や巡回場所を決められるよう柔軟な実施方法としています。

続いて、2の巡回指導実施結果を御覧ください。

このグラフは、令和6年度中に、少年指導員の方が巡回活動中に声掛け等をした少年数を表しています。

実は、指導員の巡回方法につきましては、令和4年10月までは、夜間における中心街の巡回を主として行っておりましたが、昨今のスマートフォン等の普及によるものなのか、少年が中心街に集まって「たむろする」等といった行動が殆どみられることがなくなったこともあり、令和4年11月からは、現在の巡回方法に変更していますので、令和3年度までのデータについては参考としてください。

ちなみに、令和6年度中、指導員が声掛け等をした少年は5,962人で、前年

比+165人増でした。

続いて2ページを御覧ください。

実施結果を学識別に分析したものです。

グラフのとおり、小学生が4,096人と最も多く声掛けされており、次いで中学生・高校生の順番という結果でした。

続いて3ページを御覧ください。

実施結果を行為別に分析した結果ですが、行為別では「挨拶含む声掛け」が最も多く5,711人、次いで「自転車マナー指導」「道路遊び等の注意指導」の順でした。

続いて、3の今後の活動についてですが、現在のところ、令和4年度から始めた巡回方法は、これまで特段の混乱なく活動できていることから、本年度も同様に続けていきたいと考えております。

少年指導員の皆様から提出される活動日誌を見ますと、居住地域に精通する指導員ならではの「危険箇所」や「子どもたちがよく集まる公園」等を巡回したり、巡回で見知った情報を学校と情報共有していたりと、意欲的に巡回に取り組んでいる様子が分かります。

なかには、巡回を通して、児童生徒と心温まる交流をしている少年指導員の方もいます。

こうした「子どもを見守る大人の目」を巡回活動を通して各地で育くむことができればと考えています。

なお、ここでお知らせですが、八戸市少年指導員制度につきましては、来年5月末の委嘱期間をもって、制度自体は廃止となる方針です。

そもそも、八戸市少年指導員は、八戸市教育委員会教育指導課内にある「八戸市少年相談センター」の事業活動の一環として、教育委員会規則に基づき、昭和56年から続けてきた活動であります。

指導員は教育委員会から委嘱を受け、その活動に対して1回の巡回活動に対して2,000円の報酬が支払われてきました。

しかし、指導員と同様の活動を防犯協会や交通安全協会、地区青少年生活指導協議会、学校PTA等では無報酬で行っているものであります。

八戸市教育委員会では、令和6年度から『地域・学校・保護者が連携・協働して子供を見守り・育てる仕組み』としてコミュニティ・スクール事業を推進しており、今後の巡回活動についてはコミュニティ・スクールの仕組みを生かして行うことが可能であろうとの検討結果から、現在委嘱中の指導員の任期満了の令和8年5月31日をもって、八戸市少年指導員の制度を廃止する方向で現在作業を進めております。

次に、4ページから始まる「令和6年度中における少年相談の受理状況等について」を御覧ください。

まず、少年相談の受理体制については、1のとおり、教育指導課内に専属の少年相談員1名を配置して行っております。

続きまして、2、少年相談受理状況等の(1)、少年相談受理状況について御説

明いたします。

令和6年度中に当センターが受理した少年相談の件数は、前年比+19件の61件でした。

相談方法の内訳は、来所での相談が9件、電話での相談が52件でした。

次に(2)、受理した相談の分析について御説明いたします。

5ページを御覧ください。

学識別に見ますと、小学生を対象とする相談の受理件数は17件、中学生を対象とする相談の受理件数は28件、高校生を対象とする相談の件数は4件でした。

その他11件は、有職・無職少年や保護者からの相談でした。

内容別に見ますと、「学業・職場問題」に関する相談が39件、「家庭問題」に関する相談が11件、「非行問題」に関する相談は2件でしたが、「健康問題」に関する相談が9件ありました。

相談が最も多く寄せられたのは、「学業・職場問題」の「不登校」に関するもので22件でした。

学識別で見ますと、小学生対象が9件、中学生対象が11件、高校生対象は1件、その他1件という内訳でした。

次いで、「学業・職場問題」の「いじめ」に関するものは6件の相談が寄せられました。

学識別で見ますと、小学生対象が2件、中学生対象が4件、高校生対象は0件という内訳でした。

ちなみに、小・中・高校共に「その他」として相談を受けているものがありますが、その内訳としましては資料に記載のとおりであります。

最後に、3の今後の対応についてですが、令和6年度、当センターに寄せられた相談は、「不登校」や「いじめ」に関する相談が全体の半数近くを占めましたが、一方で、子どもの「非行問題」に関する相談は寄せられませんでした。

「不登校」に関する相談では、その内容として、当事者が「友人関係で傷ついた」や「人間関係をうまく作れなかった」などと話していることが多く、ほかの理由として「先生と合わない」「学校の指導方法に不満だ」なども多くありました。

「いじめ」に関しては、「同級生間や部活仲間との関係」に起因するものと思われるものが多くありました。

このように寄せられた相談につきましては、緊急の対応が必要であると思われるものについては、事実確認とあわせ、警察などを含む関係機関と情報共有を図り、速やかな対応を講じております。

相談の内容によっては、速やかな解決が困難なものや、時間を要するものも多くありますが、当センターとしましては、これまで通り、今後も相談者の気持ちに寄り添った親身な対応と粘り強い取組を続けていく方針であります。

以上、協議(1)、(2)を併せて説明させていただきました。

(議長)

ありがとうございました。

事務局からは、協議の(1)並びに(2)を併せて説明いただきました。

これに対して、何か質問等、ございますか。

(議長)

無いようであれば以上で協議は終了したいと思います。

皆様、御協力ありがとうございました。

(司会)

梅村様、ありがとうございました。

本日は、委員の皆様御多用のところ、このように御参集いただき、深く御礼申し上げます。

以上を持ちまして、令和7年度八戸市少年相談センター運営協議会は閉会とさせていただきます。

～以 上～